

県営林提案型施業モデル事業（丹生川地区）プロポーザル募集に係る質問に対する回答

【受付番号1】（6月6日受付分）

質問項目	立木補償金の費用負担について
内容	当該県営林が最寄りの林道と隣接していない場合、県営林内に作業道を開設する際、林道から県営林までの区間の個人所有林等を経過する必要がありますが、その際に発生する立木補償金等の費用負担者は、県または事業者のどちらでしょうか。
回答	県営林まで作業道の開設に伴い発生する立木補償は、県が負担するものとし、必要額を県負担金等見積書に含めてください。なお、県営林の整備に関係のない路網及び県営林から先の路網の開設に伴い発生する立木補償は対象外とします。